

## 東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和2年1月28日  
東近江行政組合規則第4号

改正 令和3年1月8日 規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、東近江行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東近江行政組合条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（給料等基準額表等）

第3条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる条例別表に規定する職種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給料等基準額表（別表第1）を適用する。

(1) 一般行政職 一般行政職給料等基準額表

(2) 医療職 医療職給料等基準額表

2 次の各号に掲げる条例別表に規定する職種の区分に属する職は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般行政職 次号に掲げる職以外の職

(2) 医療職 東近江行政組合休日急患診療所に勤務する看護師及び准看護師の職

（給料等の決定基準）

第4条 給料等決定基準表（別表第2）の新規任用時欄及び上限欄に規定する職務の級及び号給は、同表に掲げる職について職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等の要素を考慮し、定めるものとする。

（新たに会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給）

第5条 新たに会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給は、その者に適用される給料等決定基準表の別に応じ、その者が任用される職が同表に定められている

## 第5編 給与（東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

ときは当該職の新規任用時欄に規定する職務の級及び号給とし、その者が任用される職が同表に定められていないときは別に定めるところによる。

（再度任用された会計年度任用職員の職務の級及び号給）

第6条 4月1日に任用する会計年度任用職員のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者の職務の級は、同日においてその者が受けていた職務の級と同一とする。

2 前項の規定により職務の級を決定される者の号給は、その任用の日の前日に受けていた号給に、同日以前1年間における経験加算基準表（別表第3）に規定する職員の別及び1週間当たりの勤務時間に応じ、同表の勤務時間（当該1年間において勤務した期間を通算した期間）の欄の区分ごとに加算する号給欄に定める号給数を加算して得た号給とする。ただし、当該加算後の号給は、給料等決定基準表の上限欄に規定する号給を超えることができない。

3 前項の場合において、当該1年間において職員の別を異にする勤務時間があるときは、前項の例により職員の別ごとに算出した経験加算基準表の加算する号給欄に定める号給数を合算した号給数（3を上限とする。）を加算するものとする。

（給料及び報酬の額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、給料等基準額表において前2条の規定により決定した職務の級及び号給に規定する給料月額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、給料等基準額表において前2条の規定により決定した職務の級及び号給に規定する給料月額を基礎として条例第15条の規定により算出した額とする。

3 前2条の規定による給料又は報酬の額がその職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職種に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、別に定めるところにより、勤務1月につき別表第4に規定する給料等の調整額を支給することができる。

（期末手当の支給）

第8条 条例第11条第1項の規則で定める日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。

第5編 給与（東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2 条例第11条第2項の規則で定める割合は、100分の127.5とする。

（令3規則1・一部改正）

3 条例第20条において読み替えて準用する条例第11条に規定する報酬には、条例第16条から第19条までに規定する報酬を含まないものとする。

4 期末手当に係る在職期間には、基準日前6箇月以内の期間において会計年度任用職員として在職した期間を算入するものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第9条 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

第10条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされているフルタイム会計年度任用職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第11条 条例第13条に規定する給料の月額は、条例に基づき給料月額を減額された場合においても当該フルタイム会計年度任用職員が本来受けるべき給料の月額とする。

2 条例第13条の規則で定める時間は、7時間45分に1年間の祝日法による休日（東近江行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東近江行政組合規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）第4条第2項の規定により

## 第5編 給与（東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の週休日（以下「通常の週休日」という。）である土曜日を除く。）及び年末年始の休日（通常の週休日を除く。）の数の合計を乗じて得られる時間数に相当する時間とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第12条 条例第17条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第17条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第17条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第17条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第13条 条例第18条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第14条 条例第21条第1項の規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月21日とする。ただし、その日が祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

第15条 第9条及び第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められているものに限る。）について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第16条 条例第22条第1号の規則で定める時間は、7時間45分に1年間の祝日法による休日（通常の週休日である土曜日を除く。）及び年末年始の休日（通常の週休日を除く。）の数の合計を乗じて得られる時間数に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数に相当する時間とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休暇時の報酬）

第17条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が勤務時間規則第8条に規定する年次有給休暇及び同規則第13条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務

第5編 給与（東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（給料等の決定の特例）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）法17条の規定により一般職の非常勤職員として任用されていた者又は同法第22条第5項の規定により臨時的に任用されていた者（以下「臨時・非常勤職員」と総称する。）が、施行日以後引き続き同一の職と認められる会計年度任用職員として任用された場合における当該職員の給料又は報酬については、任命権者は、この規則の規定にかかわらず、施行日前にその者が受けていた賃金その他必要な事項を総合的に考慮し、決定することができる。

（令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例）

3 この規則の施行日の前日において、常勤職員又は臨時・非常勤職員であった者（期末手当の支給対象であった者に限る。）が、施行日以後引き続き会計年度任用職員として任用された場合における令和2年6月1日を基準日とする期末手当の在職期間の計算については、常勤職員又は臨時・非常勤職員として在職した期間を第8条第4項に規定する会計年度任用職員として在職した期間とみなす。

附 則（令和3年1月8日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から適用する。

第5編 給与（東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

別表第1 給料等基準額表（第3条関係）

種類 号給	一般行政職	医療職	
	給料等基準額表	給料等基準額表	
	1級	1級	2級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	146,100	165,300	192,400
2	147,200	166,700	194,500
3	148,400	168,200	196,600
4	149,500	169,600	198,600
5	150,600	171,000	200,700
6	151,700	172,500	203,000
7	152,800	174,000	205,300
8	153,900	175,500	207,500
9	154,900	176,700	209,800
10	156,300	178,400	211,200
11	157,600	180,000	212,600
12	158,900	181,500	213,800
13	160,100	182,900	215,200
14	161,600	184,900	216,600
15	163,100	186,900	218,100
16	164,700	188,900	219,300
17	165,900	191,000	220,700
18	167,400	193,100	222,200
19	168,900	195,200	223,700
20	170,400	197,300	225,200
21	171,700	199,300	226,300
22	174,400	201,500	228,000
23	177,000	203,700	229,700

第5編 給与 (東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則)

24	179,600	205,900	231,400
25	182,200	207,800	232,700
26	183,900	209,100	234,400
27	185,500	210,300	236,100
28	187,200	211,600	237,800
29	188,700	212,800	239,400
30	190,400	213,900	240,800
31	192,200	215,200	242,100
32	193,900	216,400	243,200
33	195,500	217,700	244,400
34	196,900	219,000	245,500
35	198,400	220,300	246,400
36	199,900	221,600	247,500
37	201,200	222,700	248,400
38	202,500	224,100	249,500
39	203,700	225,400	250,400
40	205,000	226,800	251,500
41	206,300	227,700	251,900
42	207,600	229,100	252,800
43	208,900	230,500	253,700
44	210,200	231,900	254,400
45	211,300	233,100	255,200
46	212,600	234,500	256,100
47	213,900	235,800	257,000
48	215,200	237,100	258,000
49	216,300	238,100	259,000
50	217,400	239,200	260,000
51	218,400	240,200	261,200
52	219,500	241,300	262,400
53	220,600	242,200	263,500

第5編 給与 (東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則)

54	221,600	243,300	264,900
55	222,500	244,200	266,200
56	223,500	245,200	267,500
57	223,800	245,900	269,000
58	224,600	246,900	270,500
59	225,400	247,600	271,900
60	226,100	248,400	273,300
61	226,800	249,200	274,700
62	227,800	250,200	276,000
63	228,600	251,000	277,400
64	229,400	252,000	278,500
65	230,100	252,900	279,900
66	230,800	253,700	281,400
67	231,700	254,800	282,900
68	232,700	255,700	284,400
69	233,400	256,500	285,500
70	234,000	257,500	287,000
71	234,500	258,400	288,500
72	235,200	259,400	289,900
73	236,000	260,800	290,900
74	236,600	262,100	292,300
75	237,200	263,200	293,500
76	237,700	264,300	294,800
77	238,400	265,300	296,200
78	239,100	266,300	297,500
79	239,800	267,500	298,700
80	240,300	268,500	300,000
81	240,800	269,400	300,500
82	241,500	270,400	301,700
83	242,200	271,500	302,800

第5編 給与 (東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則)

84	242,900	272,600	304,000
85	243,500	273,400	305,100
86	244,200	274,300	306,300
87	244,900	275,400	307,500
88	245,600	276,500	308,600
89	246,100	277,300	309,900
90	246,600	278,200	311,100
91	246,900	279,000	312,300
92	247,300	280,000	313,500
93	247,600	280,900	314,300

第5編 給与（東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

別表第2 給料等決定基準表（第4条、第5条関係）

1 一般行政職給料等決定基準表

職	新規任用時		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
事務補助職	1	1	1	9
一般行政事務職	1	15	1	35
専門的事務職	1	21	1	41

備考

- 1 事務補助職とは、定型的又は補助的な職務を行う職をいう。
- 2 一般行政事務職とは、定型的又は補助的な事務に加え、相当の知識又は経験を必要とする職務を行う職をいう。
- 3 専門的事務職とは、職務を行うに当たり必要な資格を有し、専門性の高い職務を行う職であって、この表に規定する職以外のものをいう。

2 医療職給料等決定基準表

職	新規任用時		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
看護師	2	9	2	29
准看護師	1	5	1	25

別表第3 経験加算基準表（第6条関係）

勤務期間・加算する号給		勤務期間	加算する号給
職員の別・ 1週間当たりの勤務時間			
フルタイム会計年度任用職員	38時間45分	1年	4
		9箇月以上1年未満	3
		6箇月以上9箇月未満	2
		3箇月以上6箇月未満	1
パートタイム会計年度任用職員	35時間以上	9箇月以上1年以下	3
		6箇月以上9箇月未満	2
		3箇月以上6箇月未満	1

第5編 給与（東近江行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則）

	30時間以上	9箇月以上1年以下	2
	35時間未満	6箇月以上9箇月未満	1

別表第4 給料等調整額表（第7条関係）

調整額1	調整額2
1,000円	10,000円
2,000円	
3,000円	20,000円
4,000円	
5,000円	30,000円
6,000円	
7,000円	40,000円
8,000円	
9,000円	

備考 給料等の調整額は、調整額1欄に規定する額又は調整額2欄に規定する額若しくは調整額1欄に規定する額に調整額2欄に規定する額を加えた額とする。